

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法 令 名	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
許 認 可 等 の 種 類	集荷販売業者の登録
法 令 の 定 め	種馬鈴しょの集荷販売を業とするものは、知事の定めるところにより、登録を受けなければならない。
審 査 基 準	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則第 1 4 条による。
標 準 処 理 期 間	総 期 間 申請期日の翌日より 2 0 日・丹 (注：休日は含まない ) 経 由 機 関 日・月 ( ) 協 議 機 関 日・月 ( ) 処 分 機 関 2 0 日・丹 (注：休日は含まない )
処 分 担 当 課	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係
申 請 先	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係
備 考	(公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html</a> )